

許 可 証

鳥羽市指令環第 14-38 号
令和 3 年 3 月 4 日

小崎商店 小崎浩則 様

鳥羽市長 中村 欣一郎



令和 3 年 2 月 15 日付で申請があった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可する。

住 所 (所 在 地)	志摩市阿児町神明1249番地
名 称 又 は 代 表 者 氏 名	小崎商店 小崎 浩則
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物
収 集 ・ 運 搬 及 び 処 分 の 別	一般廃棄物の収集運搬業
事 業 区 域	鳥羽市内全域
有 効 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
許 可 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・関係法令・安全作業基準を遵守すること。 ◎ 許可車両に自社名の標識を掲示し、別紙「許可標識」を装着すること。 ◎ 一般廃棄物の収集・運搬において騒音・悪臭・水漏れ・飛散のないようにすること。 ◎ 取扱廃棄物は鳥羽市内から排出された「一般廃棄物」とする。 ◎ 一般廃棄物収集運搬業を行うにあたり、業者間、市民間とのトラブルが発生した場合は誠意を持って対応し解決すること。 ◎ 他市町から排出された一般廃棄物を搬入しないこと、また、鳥羽市の分別基準に従い、「やまだエコセンター」へ搬入すること。 ◎ 毎月の業務実績を処理業務実績報告書より翌月の 10 日までに報告すること。(処理実績がない月分も報告すること) ◎ 許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。